



働き方改革関連法 説明会&個別相談会

平成30年6月に働き方改革関連法が成立し、時間外労働の罰則付き上限規制等や正規非正規の不合理な待遇差の禁止等が導入されました。働き方改革への取組を進めるためには、まずは法改正の内容を正しく理解し、法を遵守した対応をとることが必要です。

本説明会では香川労働局職員が改正内容を説明します。併せて、説明会の後、働き方改革推進支援センターのアドバイザーによる個別相談会を実施します。

日時：平成**31**年 1月**21**日(月)

時間：【午前の部】説明会 **10:00~11:30**
(個別相談会 **11:30~12:00**)

【午後の部】説明会 **14:00~15:30**
(個別相談会 **15:30~16:00**)

※午前の部、午後の部は同じ内容です。どちらかでご参加ください。

場所：サンポートホール高松 第1小ホール

(高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー内 ホール棟4階)

【内容】(予定)

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ①労働時間法制の見直しについて | 労働基準部監督課
労働基準部健康安全課 |
| ②公正な待遇の確保について | 雇用環境・均等室
職業安定部需給調整事業室 |

主催

サンポートホール高松 第1小ホール 案内図

【高松シンボルタワー内 ホール棟4階】



- JR高松駅から徒歩3分。ことடன்高松築港駅より徒歩7分。
- 会場の高松シンボルタワーには地下駐車場(有料)がありますが、なるべく公共交通機関をご利用下さい。

「働き方改革関連法説明会&個別相談会」参加申込書

開催日 平成31年1月21日(月)

平成31年1月8日(火) 締切

事業所名 ※個人以外の場合	
所属・役職・氏名	
所在地	
電話番号	
希望時間帯	午前の部 午後の部 (○をつけてください)

申込先

FAX : 087-811-8935

〒760-0019 高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎北館2階 香川労働局 雇用環境・均等室

TEL : 087-811-8924

※お申込みの際に提供いただいた個人情報は、説明会の管理運営のみに使用いたします。

なお、各回で定員(300人)に達した場合は時間帯の変更をお願いするか、又はお断りする場合があります。